

荒川遊園スポーツハウス子どもの遊び場整備業務委託の 事業者選定に係るプロポーザル募集要項

1 目的

本募集要項は、荒川遊園スポーツハウス子どもの遊び場整備に係る業務を受託する事業者をプロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 本業務の趣旨

荒川遊園スポーツハウスは、令和7年3月より休館し、令和9年4月のリニューアルオープンに向け、改修工事を進めている。

改修後は、全ての人が使いやすく、子育て支援や社会参加の促進に資する施設（バリアフリー）を実現することを目的として、その1階及び3階に子どもの遊び場を設置する予定となっている。本件は、教室利用に訪れた子と一緒に来館した兄弟児等がのびのびと遊ぶことができ、荒川遊園スポーツハウスを含めた荒川遊園地域の魅力向上に資する室内遊び場の整備業務を行う能力と意欲を備えた事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

3 業務の概要

（1）件名

荒川遊園スポーツハウス子どもの遊び場整備業務委託

（2）業務内容

ア 子どもの遊び場の整備

① 子どもの遊び場レイアウト図の作成

1階及び3階の子どもの遊び場のレイアウト図を作成する。

（ア）1階わんぱく広場【約58m²】

・対象年齢は小学1年生から小学6年生までとする。上部にはオートビレイ2台を設置するとともに、ウォールにホールドを配置することで複数ルートをセットする。なお、クライミングウォールは南側の壁面のみ設置とする。

・そのほかのスペースにはトランポリン及び体を使って遊ぶことができる遊具を設置する。なお、わんぱく広場は東側・西側の窓が開放でき、イベント・ワークショップ等による屋外部分との一体利用を想定していることから、施設従事者において固定を解除する等により、移動可能な遊具を設置すること。

・1階わんぱく広場のエリアは、基本的に下足エリアである。靴を脱いで（又は上足に履き替えて）利用すべき遊具を提案する場合には、遊具付近に下足入れを設置すること。

（イ）3階なかよしテラス【屋内部分約52m²】及びギャラリー内幼児スペース【約8m²】

・対象年齢は0才から未就学児までとする。3階が2階プールのギャラリーとなっており、主に子どもの水泳教室を未就学児とともに見学に来ている保護者を想定し、小さな子と一緒にゆったり過ごせるスペースにしたいと考えている。こうしたコンセプトにあうと想定される遊具（デジタル遊具含む）を配置したレイアウト図を作成する。

・3階なかよしテラスのエリアについては、図面上の下足履替ライン以内は上足エリ

アであることから、下足履替ライン付近に下足入れを設置する。

② 遊具等の調達、整備

①で作成したレイアウト図に基づき、遊具調達に係る経費、また遊具を設置するためには必要となる経費（軸体への連結など）を算定する。

③ 担当職員の打合せ、立会い等

遊具等設置のための事前打ち合わせや、設置・整備時の立ち会いなどに伴う人件費や資料作成などの経費を算定する。

④ 清掃

遊具等の納品・搬入・設置の作業後の不要物、残材等の撤去、清掃に係る経費を算定する。

⑤ 遊具等の清掃、点検等のマニュアル作成

来場者が安全・安心に遊具等を使用するために、運営業者が実施する遊具等の清掃、点検等のマニュアル作成に係る経費を算定する。

⑥ 室内遊び場の保守・魅力維持計画の作成

室内遊び場を安全・安心な状態に保つために必要となる遊具等の修繕や消耗品の入替えに係るコスト、また室内遊び場の魅力を維持するために必要となるクライミングウォールの定期的なホールド替えや備品の買い替えなどに係るコストを盛り込んだ10年間の計画を作成するために必要となる経費を算定する。

⑦ 職員研修実施

遊具設置後、遊具の安全な使い方や効果的な利活用の方法についてのマニュアルを作成する。また専門スタッフを派遣し、マニュアルに基づいた遊具の安全な使い方や効果的な利活用の方法についての研修を1回以上実施するために必要となる経費を算定する。

イ 情報の提供

区は、審査の結果、最も評価が高い事業者を本契約の第一位契約候補者として、契約締結交渉を行う。契約締結にあたっては、別添「荒川遊園スポーツハウス子どもの遊び場整備業務委託 仕様書」を基に区が作成する仕様書に必要な情報等を提供すること。なお、仕様書には、区が最終的に承認した遊具等を設置品として記載する。

ウ 担当職員との協議、立会い等

必要に応じて区担当職員と協議、報告、立会いを行い、業務を進めること。

エ 納品・搬入・整備作業時間についての協議

遊具等納品日は令和9年2月を予定しており、作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までを見込むが、詳細の日程については、別途担当職員と協議の上、作業時間を決定すること。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年4月30日まで

(4) 履行場所

荒川区西尾久八丁目3番1号 荒川遊園スポーツハウス

(5) 提案上限額

69,776,000円（税込）

(内訳) 令和8年度：46,640,000円

令和9年度：23,136,000円

※令和7年度荒川区議会2月会議において、令和8年度予算が可決された時に成立するものであり、金額が変更となる場合がある。

※上限額は各年度において上記内訳の額を超過しないこととし、限度額超過の提案は無効とする。

(6) 担当部署

〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3

荒川区地域文化スポーツ部スポーツ振興課 担当瀬戸・田中

電話: 03-3802-4577

FAX: 03-3802-3128

メールアドレス: taiiku@city.arakawa.lg.jp

4 参加資格

- (1) 公共施設、大型商業施設等において、過去10年（平成27年4月1日～本件公告の前日まで）の間に運営を開始した、キッズスペースまたはクライミングウォール（新設又はリニューアル等を問わない。）について整備した実績を有すること。但し、運営実績は問わない。
- (2) 暴力団又はその他暴力団的集団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から10年を経過しない者の統制下にある企業等ではないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する企業等でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (5) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者等又は破産者で復権を得ていない者等）に該当しないこと。
- (7) 直近1年間の法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てを行った場合及び民事再生法（平成11年法律第255号）第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てを行った場合など客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (9) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。

※関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載の定義による。

関係会社の定義（「申請の手引き」より抜粋）

以下のいずれかに該当する2者の場合は、互いに関係会社とする。

- (ア) 親会社と子会社の関係にあり関係会社が親会社である場合
- (イ) 親会社と子会社の関係にあり関係会社が子会社である場合
- (ウ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (オ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (カ) その他ア～オと同視し得る関係がある場合

※詳細は、「申請の手引き」参照のこと

5 スケジュール

参加表明書提出期限	令和8年1月29日午後5時
質問受付期限	令和8年2月 2日午後3時
質問回答期限	令和8年2月 9日午後5時
提案書提出期限	令和8年2月18日午後5時
一次審査及び審査結果通知	令和8年3月中旬
一次審査通過事業者による二次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月下旬
受託候補者の決定及び審査結果通知	令和8年4月下旬

6 参加申込方法

本件プロポーザルに参加を希望する事業者は参加意思及び参加資格の確認を行うため、提案書類の提出に先立ち、次の書類を提出すること。

（1）提出書類

提出書類	提出部数
① 参加表明書（様式第1号）	1部
② 事業者の概要（様式第2号）	1部
③ 会社概要（会社案内等）	1部
④ 法人税納税証明書、法人事業税納税証明書及び消費税納税証明書（直近1年間）（原本）	1部
⑤ 法人の登記簿謄本（原本）	1部

※参加表明書（様式第1号）の提出があった事業者に、次の様式及び参考資料を配付する（電子メールで送信する。）。

- ・企画提案書等（様式第3号－1～4）
- ・実施体制（様式第4号）
- ・業務工程計画（様式第5号）
- ・公共施設等におけるキッズスペース・クライミングウォールの整備実績（様式第6号）
- ・必要経費（様式第7号）
- ・質問書（様式第8号）
- ・参加辞退届（様式第9号）

（2）受付期間 令和8年1月19日から令和8年1月29日午後5時まで

（3）提出方法 直接持参もしくは郵送すること。郵送する場合は、特定記録を利用すること。
上記（2）受付期間内必着とする。

※ファクス・電子メールでの受付は行わない。

（4）提出場所 荒川区地域文化スポーツ部スポーツ振興課（受付時間は、特に記載のない限り平日の午前8時30分から午後5時まで）
※事前に電話で来訪の意を連絡すること。

（5）その他 本件プロポーザル参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届」（様式第9号）を提出すること。

7 質問の受付等について

- 本募集要項に関する質問は、「質問書」（様式第8号）を使用し、次のとおり行うこと。
- (1) 受付期間 令和8年1月19日から令和8年2月2日午後3時まで
 - (2) 受付方法 電子メール（携帯メールは不可）のみ受け付ける。
 - ア 電子メールの件名は「スポーツハウス遊び場プロポーザル質問（事業者名）」とすること。
 - イ 電子メールの本文に、会社名、担当者名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 電子メール受信後、区担当者より受信確認のメールを送信する。
 - エ 令和8年2月2日午後5時までに受信確認のメールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。
 - (3) 受付アドレス taiiku@city.arakawa.lg.jp
 - (4) 質問の回答 令和8年2月9日午後5時までに、区担当者から電子メールにて、全てのプロポーザル参加事業者に通知する。

(5) その他

- ア 質問者の名称等は、公表しない。
- イ 審査に関する質問には応じない。
- ウ 受付期間までに届かなかったメールには回答しない。

8 提案書類の作成

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（運営に係る考え方）（様式第3号－1）
- イ 企画提案書（遊び場・遊具等の提案内容）（様式第3号－2）
- ウ 配置図面（様式第3号－3）
- エ 遊具等リスト（様式第3号－4）
- オ 実施体制（様式第4号）
- カ 業務工程計画（様式第5号）
- キ 公共施設等におけるキッズスペース・クライミングウォールの整備実績（様式第6号）
- ク 必要経費（様式第7号）

(2) 記載要領

提出書類	様式番号	内容	書式等
企画提案書（運営に係る考え方）	様式第3号－1	「2 本業務の趣旨」及び「3 業務の概要」に基づき、以下の項目を記載すること <ul style="list-style-type: none"> ・全体の考え方 ・運営計画（運営事業者の人員配置計画（平日及び土日・祝日、時間帯ごと）、ゴールデンウィーク、夏休み等の繁忙期の対応） ・安全対策 ・メンテナンス（日常の維持管理、整備業者としての保守体制、10年間の保守計画とそのランニングコスト） 	A3 3枚以内
企画提案書（遊び場・遊具等の）	様式第3号－2	「2 本業務の趣旨」及び「3 業務の概要」に基づき、以下の項目を記載すること	A3 3枚以内

提案内容)		・スポーツとの親和性、オリジナリティ（スポーツ好きの子ども達を育む考慮、荒川遊園わくわくパーク（室内遊び場）との役割分担、3階遊び場における親子のコミュニケーション向上）	
配置図面	様式第3号 －3	設置予定の図面上に室内遊び場の設計図を作成する。 ※参考資料として、設計図を基にしたパースを添付する。（参考資料は、枚数制限から除外）	A3 1枚以内
遊具等リスト	様式第3号 －4	様式第3号－3で示した室内遊び場に使用する遊具等のリストを作成する。 ※参考資料として、遊具の写真や遊び方の資料を添付する。（参考資料は、枚数制限から除外）	A3 1～2枚程度
実施体制	様式第4号	本件業務の従事予定者を記載すること。なお、従事予定者については、氏名、職位、実務経験年数及び「4 参加資格」の（1）に該当する業務実績（業務の種類、業務名、発注者名、施設の延床面積及び従事期間を3件まで）を記載すること。なお、業務の種類には、室内遊び場整備業務のうち、担当した業務を記載すること。	A4 1～2枚程度
業務工程計画	様式第5号	本件業務の履行開始から終了までの業務工程を記載すること。なお、業務工程の検討にあたっては、安全性及び確実性を確保した上で、最短のスケジュールを計画すること。	A4 3枚以内
公共施設等におけるキッズスペース・クライミングウォールの整備実績	様式第6号	「4 参加資格」の（1）に該当する整備実績（区分、施設名称及び延床面積、発注者、業務の種類、業務完了年月）を記載することとし、クライミングウォールの整備実績を記載する場合は、壁面の垂直高及びロープ・オートビレイ設置の有無についても記載すること。 なお、業務の種類には、室内遊び場整備業務のうち、担当した業務を記載すること。	A4 1～2枚程度
必要経費	様式第7号	各経費の見積額を過不足なく記載すること。	A4 1～2枚程度

（3）留意事項

- ア 文字の大きさは、11ポイント以上とすること。
- イ 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は使用してよいが、模型等は使用しないこと。
- ウ 特段の専門知識・技術を有しない者でも評価が行えるよう、平易にわかりやすく作成すること。
- エ 各様式には、容易に提案者を特定できるような情報（社印、ロゴマーク等）は記載しない

こと。

- オ 各様式は片面印刷とし、フラットファイル（A4縦長）に綴ること。表紙には、「荒川遊園スポーツハウス子どもの遊び場整備業務に係る提案書類」と記載し、原本1部のみ事業者名を記載すること。その他に事業者名を記載しない副本12部を作成すること。
- カ 提出書類は、電子データについてもメディア（CD-R等）に記録の上、提出すること。

9 提案書類の提出

- (1) 提出期限 令和8年2月18日午後5時まで
- (2) 提出部数 原本1部、副本12部
- (3) 提出方法 直接持参もしくは郵送すること。郵送する場合は、特定記録を利用すること。
上記(1)提出期限内必着とする。
- (4) 提出場所 荒川区役所地域文化スポーツ部スポーツ振興課

10 参加申込書及び提案書類等の不受理等

次のいずれかに該当する場合、区は、参加申込書及び提案書類等を受理しない。

また、区は次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、応募を取り消すことがある。

- (1) 本要項に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 必要経費が3(5)で示す契約上限額を超過しているもの。
- (3) 指定する様式及び留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (4) 記載すべき事項が記載されていないもの。
- (5) 記載すべき事項と関係のない内容が記載されているもの。
- (6) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (7) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (8) 審査結果に影響を与える工作を行うなど、プロポーザルの公正な執行を妨げた場合。

11 プロポーザルの評価等

評価を行うために「荒川遊園スポーツハウス子どもの遊び場整備業務委託の業者選定に係る評価委員会」(以下、「評価委員会」という。)を設置し、事業者から提案された内容について、評価項目及び評価基準により総合的に審査を実施し、相応しい候補者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

事業者から提案書類の提出を受け、評価委員会がその内容について審査する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査の通過者（概ね上位3事業者程度）を対象に二次審査を実施する。二次審査では、事業者は提案書の内容を評価委員会の場で説明し、委員からの質問を受け、回答するものとする。選考時間は1事業者あたり30分（プレゼンテーション10分、質問20分）程度を予定している。二次審査においては、必ず業務受託後、統括責任者となる者が説明すること。また、二次審査において使用できる資料は、提案書類のみとする（新たな資料の提出は認めない。）プレゼンテーションの際には、プロジェクトを会場に用意しているので、利用することができる。

二次審査は、令和8年3月下旬に実施する予定である。

(3) 評価体制

提案の審査及び評価は、評価委員会において行う。

(4) 評価方法

提案書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、評価する。

(5) 審査結果

評価委員会により選考を行い、書面により通知する。なお、審査に対する異議申し立ては、受け付けない。

1 2 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も評価が高い事業者を委託候補事業者として、契約締結交渉を行うものとする。
- (2) 選定後、委託候補事業者が参加資格要件を満たさなくなったと認められた場合、または、区と契約締結交渉が不調となった場合は、次点の事業者と契約締結交渉を行うことができるものとする。
- (3) 選定後、委託候補事業者の取組体制等が著しく変わった場合は、区は委託候補事業者としての資格を取り消すことがある。

1 3 その他

- (1) 提出書類に関する費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 提案に関する提出物は返却しない。
- (3) 提案概要について必要に応じて公表する場合がある。
- (4) 本資料及びプロポーザルのために区から受領した資料は、許可なく公表及び他の目的に使用することはできない。
- (5) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。
- (6) 荒川遊園スポーツハウスは大規模改修工事中であり、整備箇所は主に増築棟であることから、現地見学会は実施しない。なお、荒川遊園内の室内遊び場（わくわくパーク）の見学を希望する場合は、区と事前に日時を調整の上、来園者等に十分に配慮し見学すること。近隣の戸別訪問等は行わないこと。

1 4 各書類提出先・問合せ先

〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3

荒川区地域文化スポーツ部スポーツ振興課 担当 瀬戸・田中

電話：03-3802-4577

FAX：03-3802-3128

メールアドレス：taiiku@city.arakawa.lg.jp

〈参考資料〉 荒川遊園スポーツハウスの概要

1 荒川遊園スポーツハウスの概要等

(1) 荒川遊園スポーツハウスの概要

荒川遊園スポーツハウスは、都電荒川線「荒川遊園地前」から徒歩で約2分の場所に位置する屋内総合スポーツ施設である。温水プール、大小体育室、トレーニングルーム等の施設を有し、区民のスポーツ振興を図るとともに、健康増進の場として、多くの区民に利用されている。

令和7～8年度にかけて、大規模リニューアル工事を実施し、レイアウトの変更や設備の更新など、施設のリニューアルを行っている。

ア 所在地

東京都荒川区西尾久8-3-1

イ 施設概要

建物：鉄骨造 地下1階、地上3階

建築面積：1,643.62m²

延床面積：5,210.15m²

建物内施設：アリーナ、トレーニングルーム、スタジオ、わんぱく広場、プール、なかよしテラス、バリアフリートイレ等

ウ 開館時間

午前8時から午後10時30分まで（最終受付：午後9時30分まで）

エ 休館日

年末年始（12月29日から1月3日まで）

設備点検等のための臨時休館日

(2) 室内遊び場の整備について（詳細図面は別紙のとおり）

令和9年4月の荒川遊園スポーツハウスリニューアルオープン前に、1階わんぱく広場、3階なかよしテラス及び幼児スペースに室内遊び場を整備する。

2 利用者の推移（過去5年間）

（単位：人）

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
利用者数（計）	87,702	113,917	135,742	140,426	147,684
個人利用	46,015	53,976	66,845	72,647	70,812
教室利用	33,888	44,916	50,713	52,295	54,372
団体利用	7,799	15,025	18,184	15,484	22,500

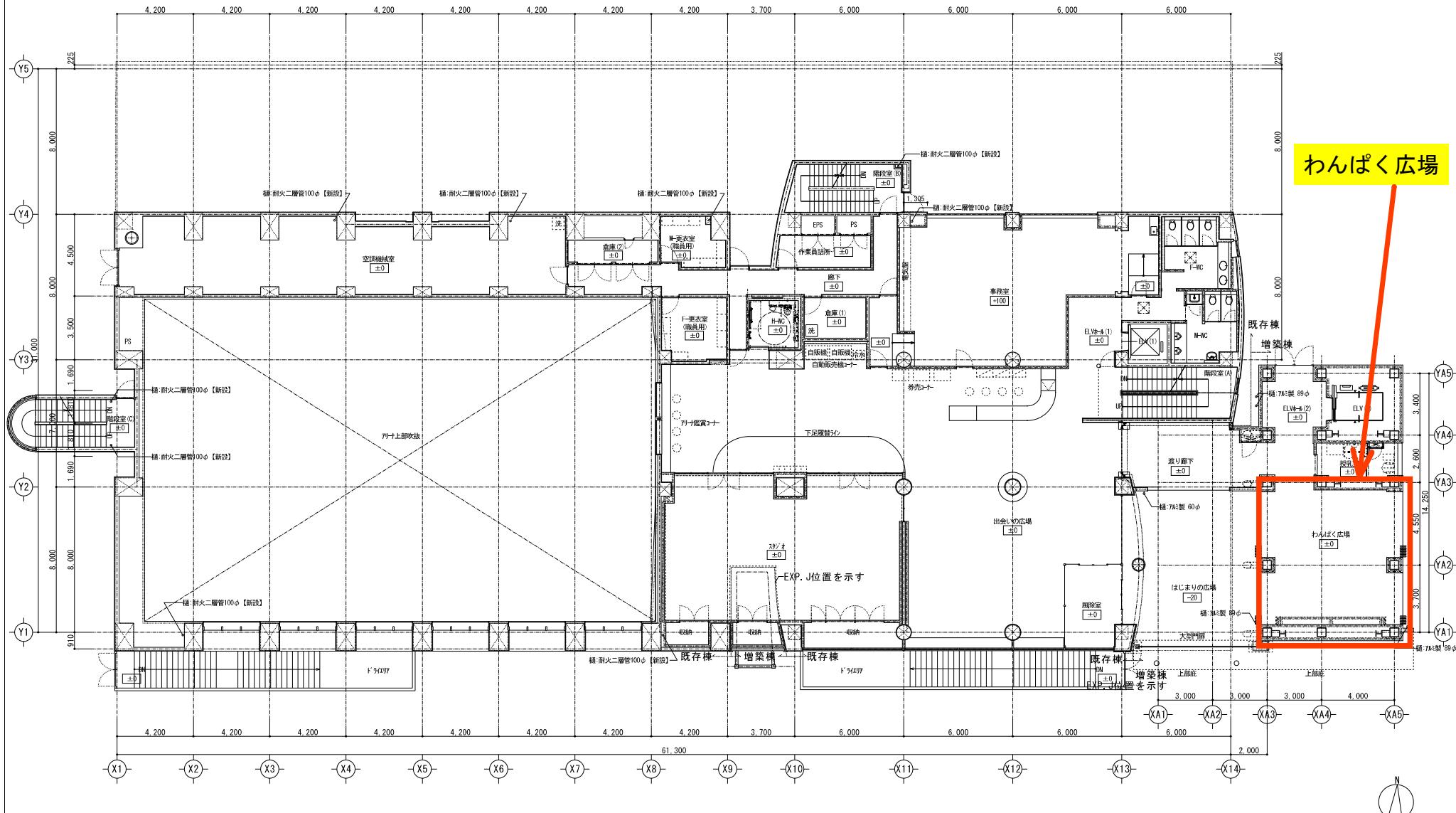
※令和6年度は令和7年3月30日まで営業（3月31日は休館）

3 月別利用者数（令和6年度）

（単位：人）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
11,945	12,359	11,866	15,327	12,155	12,924
10月	11月	12月	1月	2月	3月
16,028	14,449	9,860	10,293	10,019	10,459

【別紙】整備場所について



地盤高さ

GL+※※※ …設計GLからのレベルを示す
PP…パラベラ高さを示す。

【別紙】整備場所について

